

## 全員協議会に関する会議規則の正副委員長案（121029 版）

### ◆現在の「奈良市議会会議規則」

（協議又は調整を行うための場）

**第 159 条** 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2～4（略）

別表（第 159 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	初議会の運営に関する協議	全議員	議会事務局長

### ◆正副委員長改正案

（協議又は調整を行うための場）

**第 159 条** 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2～4（略）

別表（第 159 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	次に掲げる事項について協議又は調整を行うこと。 (1) 市政に係る重要な課題、災害対応等に関する事項 (2) 理事者からの申入れによる協議事項で議会運営委員会において全員協議会での協議が適当と決定された事項 (3) 議会の運営に係る重要な事項	全議員	議長
議員総会	一般選挙後、最初の議会の運営について協議を行うこと。	全議員	事務局長